

外国 P E P s について

「外国 PEPs」とは、以下に該当する方を指します。

(1) 「外国 PEPs (外国の重要な公的地位にある者)」に該当する方。

- ①国家元首
- ②日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ③日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ④日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑥日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑦中央銀行の役員
- ⑧予算について国家の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(2) 過去に上記 1 に該当した方

(3) 上記 1 又は上記 2 に該当する方の親族の方

※外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は「外国 PEPs」に該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので。日本人も「外国 PEPs」に該当し得ます。